

POINT

取引相手の本人確認
確認書類の保存義務

令和7年4月1日
施行



「茨城県金属くず取扱業に関する条例」は全部改正を経て
「茨城県特定金属類取扱業に関する条例」
に生まれ変わります

金属くず商、金属くず行商を引き続き営む予定の方は
新条例の許可申請が必要となります



POINT

欠格事由の拡大

茨城県警察

POINT

許可等手続きの見直し

1 取引時の本人確認等の徹底



01

身分証明書等による本人確認を整備 【強化】

身分証明書等の提示を受けないで本人確認をすることが可能であったことから、確実な本人確認を規定します。



02

本人確認記録の作成を義務化 【新設】

本人確認記録の作成として取引相手の身分証明書等の写しの保存を義務づけます。【3年間保存】

相手方の本人確認（身分確認）は、盗品の取引防止及び被害回復において重要な役割を果たします。
また身分証明書等の写しの保存については、特定金属類取扱業者の方が金属類を引き取る際に取引相手の確認を確実に行ったことを裏付ける重要な資料となります。

2 罰則の強化

違反者の罰則について引き上げを行います。

- 1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
 - ・ 無許可営業
 - ・ 偽り、不正手段による許可の取得
 - ・ 名義貸し
 - ・ 営業停止命令違反
- 6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
 - ・ 営業の制限違反
 - ・ 本人確認義務違反
 - ★ 本人確認記録の保存義務違反【新設】
 - ・ 取引記録の作成、虚偽記載、保存義務違反
- その他 30万円、20万円、10万円以下の罰金 等

3 欠格事由の拡大

01

許可の基準である欠格事由の拡大 【強化】

3項目であった欠格事由を破産者、暴力団員等を追加した計14項目に拡大します。

02

法人の欠格事由を規定 【新設】

法人の役員に対する欠格事由を新設します。

4 許可等手続の見直し

01

check

許可制度の変更 金属くず商・行商 → 特定金属類取扱業者

- ☆【旧】 金属くず商：許可（永年制）、金属くず行商：届出（3年更新制）
- ★【新】 特定金属類取扱業者：許可（5年更新制）

旧条例の金属くず商、行商を営んでいる方が、引き続き営業を行うには新たな許可が必要となります。（5年更新制） ※詳細は次ページ

02

許可単位を「県内1許可制」に規定

特定金属類取扱業者について、営業所ごとの許可申請から県内1許可制に見直します。

5 その他

- 行政処分・処分基準の整備
- 新たな標識掲示義務及び許可証の廃止
- 帳簿の見直し及び立入検査に関する規定を整備 等

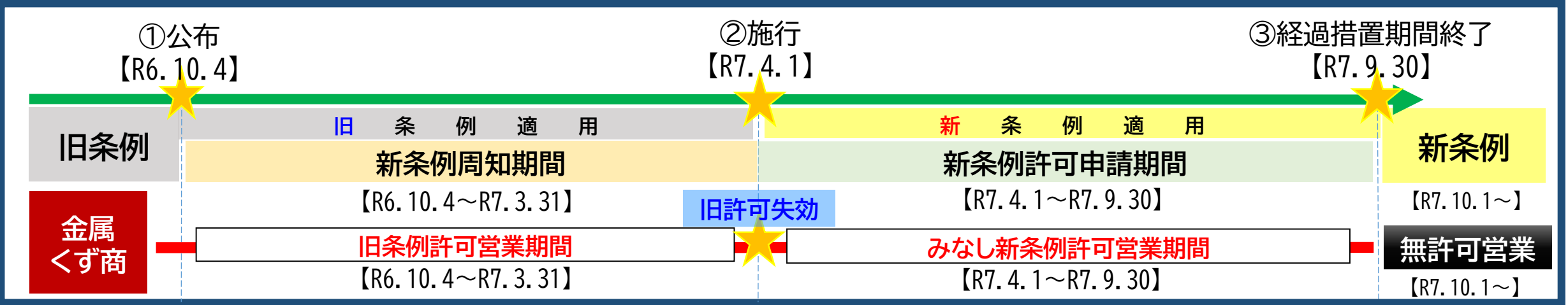
金属くず商、金属くず行商は全部改正を経て【特定金属類取扱業者※】となります。
引き続き特定金属類取扱業を営む予定の方は新たな許可が必要です！！
※ 詳細は最終ページ参照



許可の申請時期

金属くず商(旧条例の許可をお持ちの方)

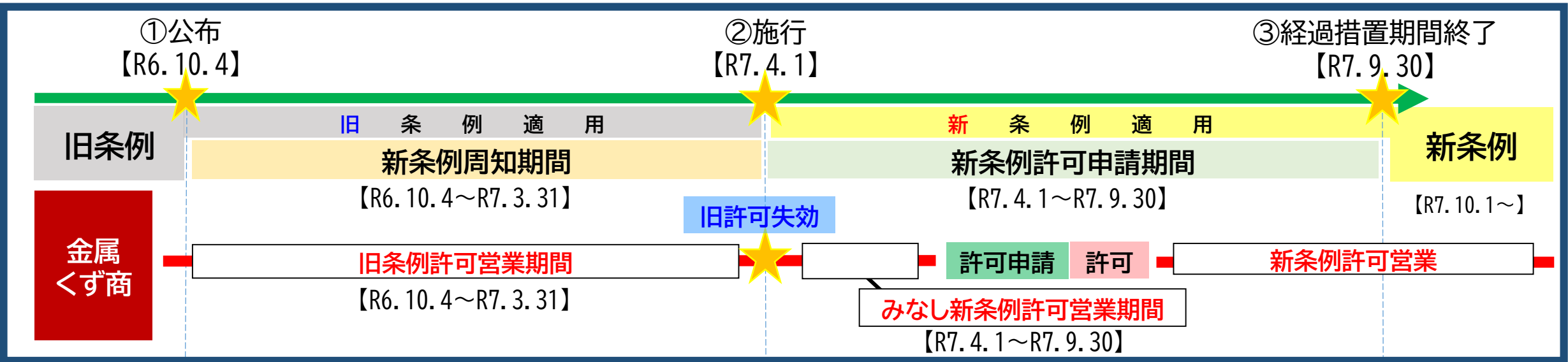
1 基本的な考え



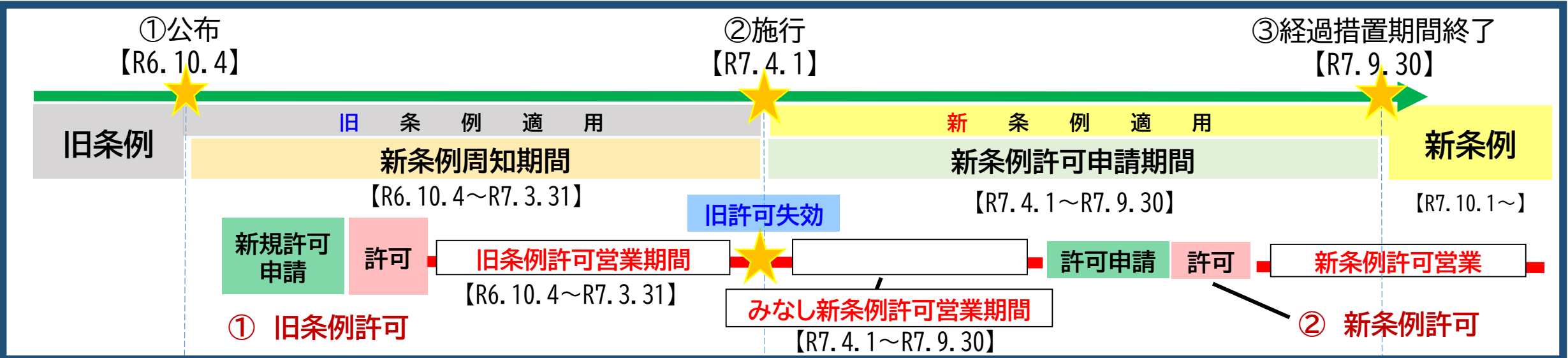
- ◆ 新条例の施行後も引き続き特定金属類取扱業の営業を続ける予定の方は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までに県内警察署にて新たな許可を申請する必要があります。
- ◆ 旧条例の許可を持っている方は、①の公布日から③の経過措置期間終了日までの間、引き続き営業を続けることが可能です。
- ◆ ②の施行日である令和7年4月1日に、旧条例は失効となり新条例が適用されます。
- ◆ ①～②前日（令和7年3月31日）までの期間については「旧条例許可営業期間」となり、この間の営業は旧条例に基づいた営業の遵守が義務付けられます。
- ◆ ②～③の期間については「みなし新条例許可営業期間」となり、旧条例の許可を持っている方は新条例による特定金属類取扱業の許可を得ているものとみなされます。ただし②の施行日以降については、新条例の施行に伴い、新条例に基づいた本人確認や取引記録の保存等の遵守が義務付けられることとなります。
- ◆ ③の経過措置期間終了日翌日（令和7年10月1日）以降も引き続き特定金属類取扱業を営もうとする場合には、②～③の新条例許可申請期間内に新条例の許可申請を行う必要があります。
- ◆ ③の経過措置期間終了日翌日以降、新条例の許可申請をしていない方が営業を続けていた場合には新条例における無許可営業となりますのでご注意ください。

2 例示

★金属くず商の旧条例の許可をお持ちの場合



★新条例周知期間中に旧条例の許可を取得しようとする方の場合



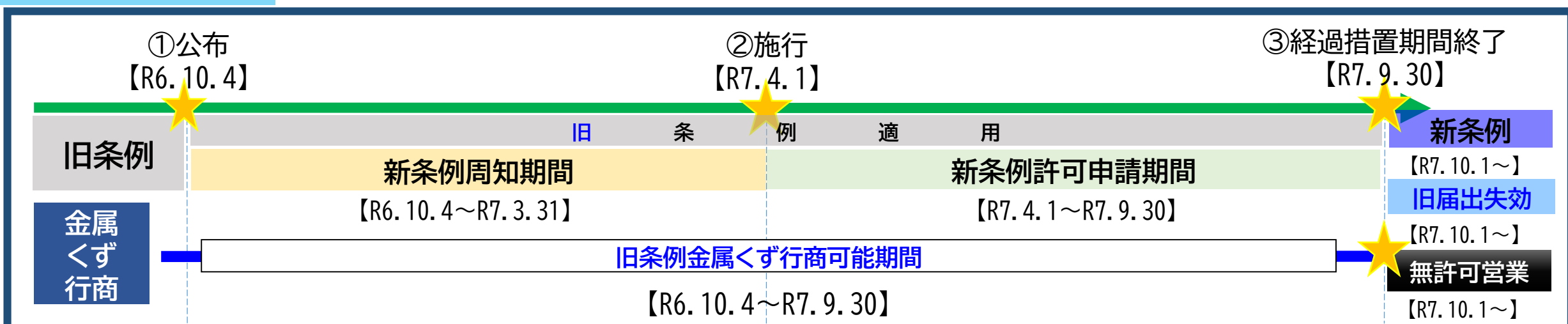
- ◆ 新条例の周知期間中に旧条例の許可を受ける予定の方は、新条例施行後、新たに新条例における許可を新条例許可申請期間中に申請する必要があります。



金属くず行商

(旧条例の届出を提出している方で金属くず商の許可を受けていない方)

1 基本的な考え



- ◆ 新条例施行に伴い、金属くず行商のみを営まれる方も新条例の許可申請が必要となります。
- ◆ 新条例の施行後も引き続き金属くず行商のみの営業を続ける予定の方は、[令和7年4月1日から令和7年9月30日までに県内警察署にて新たな許可を申請する必要があります](#)。
- ◆ ①の公布日から③の経過措置期間終了日までは「旧条例金属くず行商可能期間」となり、この間にあっては旧条例の届出があれば営業を行うことができます。
- ◆ ①～③の期間については旧条例に基づいた営業の遵守が義務付けられます。
- ◆ ③の経過措置期間終了日翌日となる令和7年10月1日から新条例が適用され、旧届出は失効となります。
- ◆ ③の期間終了日翌日以降新条例の許可申請をしていない方が営業を続けていた場合には新条例における無許可営業となりますのでご注意ください。

2 例示

★金属くず行商の旧条例の届出を提出している方の場合



★金属くず行商の旧条例の届出済証有効期間が新条例の周知期間中に満了される方の場合



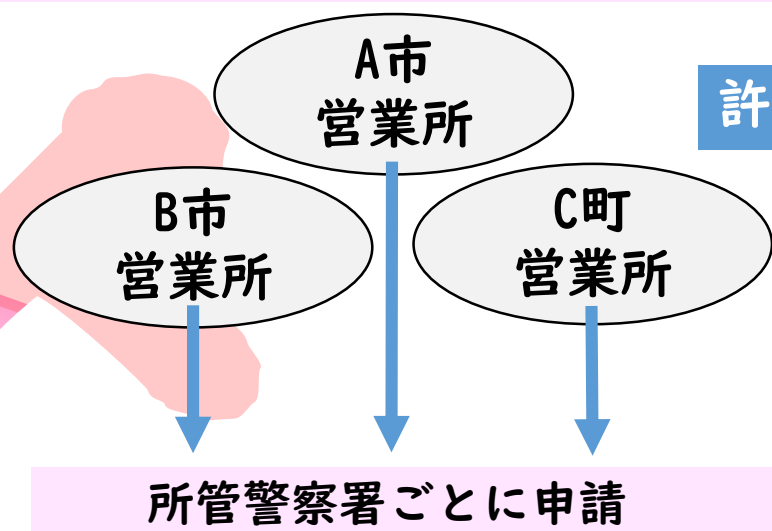
- ◆ 新条例の周知期間中に旧条例届出済証の有効期間が満了される方は、旧条例の届出を更新する必要がありますのでご注意ください。（新条例の周知期間中に満了を迎え引き続き営業を続ける場合：旧条例の届出更新後、②の施行日から③の経過措置期間終了日までの間に新条例の許可申請を行う必要があります。）

許可単位の見直し（営業所ごとの許可制→県内1許可制）

●改正条例の施行後も引き続き特定金属類取扱業を続ける予定の法人・個人の方は、許可単位の見直し（県内1許可制への移行）に伴い、**主たる営業所の所在地を管轄する警察署で許可申請を行う必要**があります。

【改正前】
営業するためには営業所ごとの許可が必要

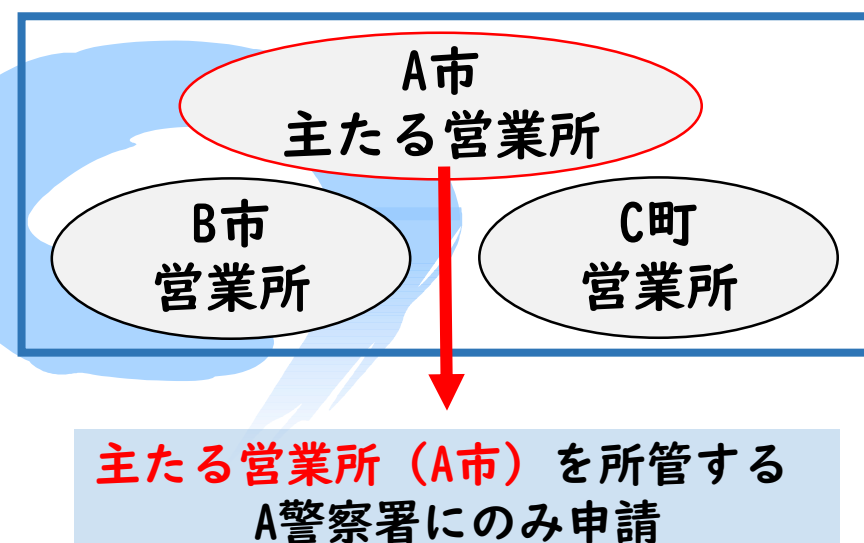
県内の営業所ごとにそれぞれの許可



許可申請等の負担軽減

【改正後】
1つの特定金属類取扱業に対して1つの許可

事業主に1つの許可（県内）



特定金属類取扱業者

1 特定金属類

新条例では規制対象となる金属類を「特定金属類」として明確にします。

旧条例で規制対象とした金属類

新品の製品又は古物営業法に規定する古物以外の全ての金属類

新条例で規制対象とする特定金属類

次のいずれかに該当する物であって、一度使用されたもの、未使用のまま使用のために取引されたもの又は製品の製造等に伴い副次的に得られたもの（古物を除く。）

(1) アルミニウム、鉄、銅及びこれらの合金並びにこれらの製品

【例】鉄板、銅線、電線、グレーチング、マフラー、バルブ、アルミ板、鉄くず 等

(2) 解体することによりアルミニウム、鉄、銅及びこれらの合金を回収することができる製品

【例】自転車、原動機付き自転車、室外機

(3) 自動車触媒として使用されているロジウム、パラジウム、白金

2 特定金属類取扱業

特定金属類の売買、交換、委託を受けての売買、委託を受けての交換を行う営業のことをいいます。

3 特定金属類取扱業者

茨城県公安委員会の許可を受けて特定金属類取扱業を営む法人、個人をいいます。

新条例許可申請時における必要書類等

新条例許可申請時における必要書類等の確認その他不明点等については下記問い合わせ先に連絡をお願いします。

お問い合わせ先

○ 茨城県警察本部生活安全総務課 古物営業係 029-301-0110（代表）

○ 最寄りの警察署生活安全課（係）